**平成２３年（フ）第３１８５号**
神奈川県海老名市本郷4664番地の７
債務者　千葉　修一
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　　治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３１４号**
長崎県長崎市愛宕１丁目36番21号
債務者　本石奈保美
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井出　理恵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午後１時15分
５　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３９２号**
佐賀県佐賀市高木瀬西２丁目15番17号
債務者　小原　孝征
１　決定年月日時　平成23年12月６日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桑原　　健
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３９４号**
佐賀県佐賀市田代１丁目５番14号
債務者　福永　靖司
１　決定年月日時　平成23年12月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長戸　和光
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０３号**
新潟県村上市小須戸154番地
債務者　渋谷　英憲
１　決定年月日時　平成23年12月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月11日午後１時10分
５　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
新潟地方裁判所新発田支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第２５２５号**
福岡市東区和白６丁目４番43―101号
債務者　舩瀬　清美（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第４３８号**
函館市亀田港町25番４号
債務者　浦袖　義幸
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第４６０号**
函館市港町１丁目31番３号
債務者　木村　夏紀
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第４６７号**
函館市美原１丁目29番６号
債務者　鍋嶋　　裕
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第４７０号**
函館市海岸町18番22号
債務者　三浦　サダ
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第８６号**
岩手県陸前高田市小友町字矢の浦70番地
債務者　佐藤　浩晃
１　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２３年（フ）第６５号**
和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台1222番地の29
債務者　岩谷　博人
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２３年（フ）第７２号**
和歌山県田辺市新庄町3042番地の44　内ノ浦団地２号棟１階30号室
債務者　小谷　政美
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２３年（フ）第１１５０号**
埼玉県幸手市中２丁目11番33号　エストセジュール203
債務者　荒井　光夫
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１６５６号**
埼玉県さいたま市浦和区常盤６丁目17番11号サンモールトキワ102号
債務者　新井田文男
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１９７１号**
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区38棟403号
債務者　張ケ谷啓子
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１９９０号**
埼玉県川口市大字安行領根岸841番地の６
債務者　大泉　晴夫
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係